

救急外来受診時のハイヤー代を助成します。

休日や夜間に町民が町外の医療機関の『**救急外来**』を受診した場合、移動に利用したハイヤー（またはタクシー）運賃の一部を助成します。

●**対象者** 町内にお住まいの町民で、次に当てはまる理由により医療機関までハイヤーを利用した方または、その付き添いの方

①町外医療機関の『救急外来』を受診したとき（往復対象）

②救急車やドクターヘリで医療機関に搬送されたとき（復路に限る）

※**救急車で搬送された場合は、休日夜間以外でも助成の対象**とします。

(1) 助成額

ハイヤーの乗車運賃または次の基準額のいずれか少ない額

上限額

○旭川市・名寄市 片道 8,000 円 往復 16,000 円
○士別市 片道 4,000 円 往復 8,000 円

※助成の対象は、1回の行程につき1台までとします。

※ハイヤーは、道路運送法による営業用車両に限ります。

【補助の対象とならないケース】

※詳しくは裏面をご覧ください。

- ・町立診療所の診療時間外であっても、『救急外来』に該当しない場合
- ・受診や治療を伴わない場合（お見舞い、支払いのみ等）

(2) 申請方法

医療機関受診後、6か月以内に次の書類を保健福祉センターへ提出してください。助成金は、後日指定の口座へ振り込みます。

【申請に必要なもの】

- 印かん、●ハイヤー乗車運賃の領収書
- 平日時間外又は休日に医療機関を受診したことを証明できるもの
〈例：診察券、診療明細書、診療費領収書、医療機関の駐車場領収書など〉

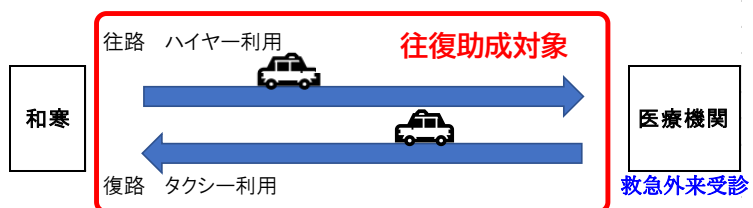


(3) 事業期間

3年間（令和3年度～令和8年度）

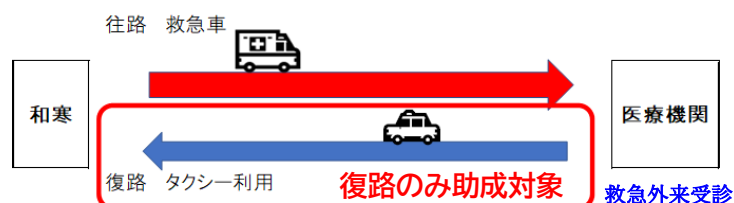
（利用例）

①『救急外来』を受診した場合



②救急車で搬送された場合

※休日や夜間以外も助成対象



急病、重症のときは、119番（救急要請）におかけください。

こんな場合は？ Q & A

医療機関とは

1 助成の対象となる医療機関とはどのようなものですか？

『救急外来』を受け持つ病院やクリニックを想定しています。歯科や整骨院は含みません。

助成の対象者

2 助成対象の対象者は？

医療機関を受診する者（受診者）または受診者に付き添いハイヤーを利用する者で、和寒町民であり町内に住んでいる方が対象となります。

3 受診者のハイヤーに同乗する付き添い者は、知人やヘルパーでも構いませんか？

家族以外でも構いませんが、助成の対象となる申請者は町民に限ります。

4 受診者に何人付き添っても構いませんか？

付き添う方が複数人いても構いませんが、助成の対象となるハイヤーは、1 行程につき 1 台に限ります。

5 自家用車を所有していても、運転する人がいない（できない）場合は、ハイヤー代の助成を受けられますか？

車の有無は問いませんので、自家用車を所有していても『助成』は受けられます。

助成の範囲

6 助成対象となるのは、何回までですか？

特に回数は制限していませんので、利用された分を申請してください。

7 受診するために、ハイヤーを 2 台乗り継いだ場合はどうなりますか？

受診を目的として利用されていることが確認できれば、合算額を基準の範囲内で助成します。

8 同日に複数の医療機関の受診が必要となり、ハイヤーを複数回利用した場合は？

7 と同様です。

9 入院者が休日夜間に急変したとき、家族が医療機関へ向かうハイヤー代は対象となりますか？

受診を伴わないため、対象にはなりません。

10 診療所から町外の医療機関を紹介されましたが、ハイヤー代の助成は受けられますか？

紹介された町外医療機関への受診でも、休日夜間の『救急外来』でなければ、助成の対象とはなりません。

11 町内の特別養護老人ホームやグループホーム入所者が施設車で受診した場合、家族の町外医療機関への交通費は対象となりますか？

通常の定期受診や診療所の診療時間内は対象としませんが、『救急外来』を受診した場合に限り、町内の家族の医療機関への交通費を『助成の対象』とします。

救急車で搬送された場合

12 町外の医療機関へ搬送される救急車に同乗しましたが、帰りの交通機関が無い場合、ハイヤー代は助成対象となりますか？

本町から救急搬送に同乗した場合は、休日夜間に限らず、帰りのハイヤー代を助成の対象とします。

13 受診者が入院又は死亡した場合、復路のハイヤー代は対象になりますか？

家族又は同乗された方の復路のハイヤー代を『助成の対象』とします。ただし、受診者が後日退院の際に利用するハイヤー代は助成対象外となります。

交付申請・手続き

14 交付申請は受診ごとに必要ですか？

受診ごとでも、複数回まとめられても構いません。ただし、受診から 6 か月以内に申請手続きをお願いします。

15 申請は誰がすれば良いのですか？

申請者は、ハイヤーを利用された方でも代理の方でも構いません。振込先の口座名義も指定できます。

16 ハイヤー代を電子決裁した場合は？

申請の添付書類に必要ですので、運転手に領収書を発行してもらってください。

ハイヤーの手配

17 自宅までハイヤーを呼んでもらえるのですか？

この事業は助成事業ですので、ハイヤーやタクシーは、利用者自らが手配していただきます。

18 ハイヤー代はいくらかかりますか？

参考ですが、夜間だと和寒診療所から土別市立病院まで、6,000 円程度、旭川赤十字病院まで 13,000 円程度はかかりますが、乗車場所、季節や運行時間により変動します。

障がい者手帳をお持ちの方は割引きとなる場合があります。一方、ジャンボタクシーやリフト付きの福祉車両は普通車より高額となります。

19 最寄りのハイヤーの連絡先を教えてください。

（株）土別ハイヤー和寒営業所	☎0165-32-2411
（株）土別ハイヤー	☎0165-23-5000